

令和5年9月定例会

建設委員会資料
(環境部)

令和5年梅雨前線による大雨に係る災害廃棄物処理実行計画について

1 策定の目的

令和5年7月の豪雨災害に伴い発生した膨大な災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めにより、秋田市災害廃棄物処理計画と整合を図り必要な事項を定め、市民の生活環境の保全および早期復旧を図るため策定したものの。

2 災害廃棄物処理実行計画の概要（別紙概要版参照）

(1) 災害廃棄物発生量推計値

発生量：約29,000t

内訳：片付けごみ25,000t、廃棄物混入土砂3,800t、解体ごみ200t

(2) ごみ処理の基本方針

- ア 大量に発生する災害廃棄物の処理を計画的かつ迅速に行う。
- イ 分別を徹底し、焼却量を減らすほか、最終処分量の減量化を図る。
- ウ 市内の既存施設や業者を活用し、地元雇用に配慮する。
- エ 市内でのごみ処理を最優先とする。

(3) 主な処理方法

区分	処理方法
可燃廃棄物 ・廃畳	可燃廃棄物は、破碎・選別後（廃畳は破碎機等で切断後）、市内民間施設で焼却する。または、秋田市総合環境センターで熔融する。
廃家電	テレビ・冷蔵庫・洗濯機など特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で特定四品目とされるものは、同法の定めるルートで処理する。それ以外の金属製品は、選別後、再生利用できるものは、金属製品として有価で売却する。

(4) 処理スケジュール

旧空港跡地仮置場にある災害廃棄物は、原状復旧工事を含め11月末までの搬出完了をめざす。最終処分は、令和5年度内の完了をめざす。

(5) 計画の見直し

本計画は、現時点での災害廃棄物発生量の推計値を基に策定したものであり、今後の被害状況の把握や具体的な処理先の確定等により、その時点での状況を踏まえ、見直しが必要となる。

これらを踏まえ、適宜、本計画を改定するものである。

令和5年梅雨前線による大雨に係る秋田市災害廃棄物処理実行計画(概要版)

実行計画のポイント

発生量推計

約29,000t

- (片付けごみ 約25,000t)
- (廃棄物混入土砂 約 3,800t)
- (解体ごみ 約 200t)

処理の基本方針

- ① 大量に発生する災害廃棄物の処理を計画的かつ迅速に行う
- ② 分別を徹底し、焼却量を減らすほか、最終処分量の減量化を図る
- ③ 市内の既存施設や業者を活用し、地元雇用に配慮する
- ④ 市内でのごみ処理を最優先とする

災害廃棄物発生量推計値

単位：トン

片付けごみ	不燃廃棄物	316
	可燃廃棄物	15,673
	廃量	1,595
	混合廃棄物	2,689
	廃家電および金属くず	4,755
	処理困難物	65
	廃棄物混入土砂	3,790
	解体ごみ	234
合計		29,117

※令和5年8月現在

参考R4総合環境センター溶融実績約9万4千トン

主な処理方法

○不燃廃棄物

破碎・選別後、総合環境センターで溶融

○可燃廃棄物

破碎・選別後、民間施設で焼却
または総合環境センターで溶融

○廃量

破碎機等で切断し、民間施設で焼却
または総合環境センターで溶融

○廃家電

特定四品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等)は
家電リサイクルルートで処理、
それ以外の小型家電等は選別後再生利用

目的

令和5年梅雨前線による大雨に伴い発生した膨大な災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うため、廃棄物処理法の定めにより、秋田市災害廃棄物処理計画と整合を図り必要な事項を定め、市民の生活環境の保全、早期の復旧を実現する。

計画の見直し

本計画は、現時点での災害廃棄物発生量の推計値を基に策定したものであり、今後の被害状況の把握や具体的な処理先の確定等により、その時点での状況を踏まえ、見直しが必要となる。

これらを踏まえ、適宜、本計画を改定するものとする。

処理スケジュール

項目	令和5年度					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月~3月
行政収集	■					
一次仮置場からの搬出	■					
二次仮置場での受入	■					
二次仮置場での選別・破碎・搬出	■ (原状復旧含む)					
総合環境センターでの処理	■					
民間施設での処理	■					
最終処分	■					